

デイサービスあすなろ竹原

重要事項説明書

(共用型(介護予防)認知症対応型通所介護)

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定(介護予防)認知症対応型通所介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「竹原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成25年竹原市条例第5号)及び「竹原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成25年竹原市条例第6号)の規定に基づき、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定(介護予防)認知症対応型通所介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 萌生会
代表者氏名	理事長 上田 美幸
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	広島県東広島市西条町吉行1456番 TEL 082-493-8300 FAX 082-431-3841
法人設立年月日	平成13年7月19日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	デイサービスあすなろ竹原
介護保険指定 事業者番号	3490700071
事業所所在地	広島県竹原市福田町1300番地1
連絡先 相談担当者名	0846-24-1287 藤富 富仁美
事業所の通常の 事業の実施地域	竹原市
利用定員	1日3名

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	社会福祉法人萌生会が設置するデイサービスあすなろ竹原(以下「事業所」という。)において実施する共用型指定認知症対応型通所介護及び共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、共用型指定認知症対応型通所介護及び共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態及び介護予防にあっては要支援状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な共用型指定認知症対応型通所介護及び共用型指定介護予防認知症対応型通
-------	---

	所介護の提供を確保することを目的とする。
運 営 の 方 針	1 共用型指定認知症対応型通所介護の提供にあたっては、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供にあたっては、要支援状態となった場合においても、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 3 事業所は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。 4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民との連携に努めるものとする。 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。 6 事業所は、共用型指定認知症対応型通所介護及び共用型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。 7 共用型指定認知症対応型通所介護及び共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。 8 前7項のほか、「竹原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年竹原市条例第5号）及び「竹原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成25年竹原市条例第6号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から日曜日まで（12月31日から1月3日までを除く）
営 業 時 間	午前8時30分から午後5時30分

(4) サービス提供時間

サービス提供日	月曜日から日曜日まで（12月31日から1月3日までを除く）
サービス提供時間	午前9時から午後6時30分
延長サービス提供時間	提供前：午前7時30分～午前9時 提供後：午後4時30分～午後6時

(5) 事業所の職員体制

管理者	井口 竜彦
-----	-------

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 従業員の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した（介護予防）認知症対応型通所介護計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 4 利用者へ（介護予防）認知症対応型通所介護計画を交付します。 5 指定（介護予防）認知症対応型通所介護の実施状況の把握及び（介護予防）認知症対応型通所介護計画の変更を行います。	常 勤 1 名 介護従事者と兼務
生活相談員	1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。 2 それぞれの利用者について、（介護予防）認知症対応型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。	1 名以上 内、1 名 介護従業者と兼務
介護従事者	1 （介護予防）認知症対応型通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。	5 名以上 内、1 名 管理者と兼務
機能訓練指導員	1 （介護予防）認知症対応型通所介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。	1 名以上 医療連携の訪問看護ステーションあすなろ西条

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サ ー ビ ス の 内 容
(介護予防)認知症対応型通所介護計画の作成		1 利用者に係る居宅介護支援事業者等が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた(介護予防)認知症対応型通所介護計画を作成します。 2 (介護予防)認知症対応型通所介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 (介護予防)認知症対応型通所介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、(介護予防)認知症対応型通所介護計画書を利用者に交付します 4 それぞれの利用者について、(介護予防)認知症対応型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者居宅への送迎		事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

(2) (介護予防)認知症対応型通所介護従業者の禁止行為

(介護予防)認知症対応型通所介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為(ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。)
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

(i) 要介護

サービス提供時間区分 事業所区分要介護度		3 時間以上 4 時間未満				
		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1 割負担	2 割負担	3 割負担
共用型	要介護 1	267	2,670 円	267 円	534 円	801 円
	要介護 2	277	2,770 円	277 円	554 円	831 円
	要介護 3	286	2,860 円	286 円	572 円	858 円
	要介護 4	295	2,950 円	295 円	590 円	885 円
	要介護 5	305	3,050 円	305 円	610 円	915 円
	4 時間以上 5 時間未満					
	要介護 1	279	2,790 円	279 円	558 円	837 円
	要介護 2	290	2,900 円	290 円	580 円	870 円
	要介護 3	299	2,990 円	299 円	598 円	897 円
	要介護 4	309	3,090 円	309 円	618 円	927 円
	要介護 5	319	3,190 円	319 円	638 円	957 円
	5 時間以上 6 時間未満					
	要介護 1	445	4,450 円	445 円	890 円	1,335 円
	要介護 2	460	4,600 円	460 円	920 円	1,380 円
	要介護 3	477	4,770 円	477 円	954 円	1,431 円
	要介護 4	493	4,930 円	493 円	986 円	1,479 円
	要介護 5	510	5,100 円	510 円	1,020 円	1,530 円
	6 時間以上 7 時間未満					
	要介護 1	457	4,570 円	457 円	914 円	1,371 円
	要介護 2	472	4,720 円	472 円	944 円	1,416 円
	要介護 3	489	4,890 円	489 円	978 円	1,467 円
	要介護 4	506	5,060 円	506 円	1,012 円	1,518 円
	要介護 5	522	5,220 円	522 円	1,044 円	1,566 円
	7 時間以上 8 時間未満					
	要介護 1	523	5,230 円	523 円	1,046 円	1,569 円
	要介護 2	542	5,420 円	542 円	1,084 円	1,626 円
	要介護 3	560	5,600 円	560 円	1,120 円	1,680 円
	要介護 4	578	5,780 円	578 円	1,156 円	1,734 円
	要介護 5	598	5,980 円	598 円	1,196 円	1,794 円
	8 時間以上 9 時間未満					
	要介護 1	540	5,400 円	540 円	1,080 円	1,620 円
	要介護 2	559	5,590 円	559 円	1,118 円	1,677 円
	要介護 3	578	5,780 円	578 円	1,156 円	1,734 円
	要介護 4	597	5,970 円	597 円	1,194 円	1,791 円
	要介護 5	618	6,180 円	618 円	1,236 円	1,854 円

(ii) 要支援

サービス提供時間区分 事業所区分要介護度		3 時間以上 4 時間未満				
		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1 割負担	2 割負担	3 割負担
共用型	要支援 1	248	2,480 円	248 円	496 円	744 円
	要支援 2	262	2,620 円	262 円	524 円	786 円
	4 時間以上 5 時間未満					
	要支援 1	260	2,600 円	260 円	520 円	780 円
	要支援 2	274	2,740 円	274 円	548 円	822 円
	5 時間以上 6 時間未満					
	要支援 1	413	4,130 円	413 円	826 円	1,239 円
	要支援 2	436	4,360 円	436 円	872 円	1,308 円
	6 時間以上 7 時間未満					
	要支援 1	424	4,240 円	424 円	848 円	1,272 円
	要支援 2	447	4,470 円	447 円	894 円	1,341 円
	7 時間以上 8 時間未満					
	要支援 1	484	4,840 円	484 円	968 円	1,452 円
	要支援 2	513	5,130 円	513 円	1,026 円	1,539 円
	8 時間以上 9 時間未満					
	要支援 1	500	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
	要支援 2	529	5,290 円	529 円	1,058 円	1,587 円

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、（介護予防）認知症対応型通所介護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとしますが、利用者の希望又は心身の状況等により、あるサービス提供日における計画時間数を短縮する場合は、その日に係る（介護予防）認知症対応型通所介護計画を変更し、変更後のサービス提供時間数に応じた利用料となります。なお引き続き、計画時間数とサービス提供時間数が異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに（介護予防）認知症対応型通所介護計画の見直しを行います。
- ※ 利用者の希望又は心身の状況等によりサービスを中止した場合で、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる（1～2 時間程度の利用）場合は、当日の利用はキャンセル扱いとし、利用料はいただきません。
- ※ 心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に対して、所要時間 2 時間以上 3 時間未満の認知症対応型通所介護を行った場合には、所要時間 4 時間以上 5 時間未満の所定単位数の 63/100 に相当する単位数を算定します。
- ※ 9 時間以上のサービス提供を行う場合で、その提供の前後に引き続き日常生活上の世話をを行った場合は、延長加算として下記利用料が追加されます。
- ※ 通算時間が 9 時間以上 10 時間未満の場合、50 単位（利用料 500 円、1 割負担：50 円、2 割負担：100 円、3 割負担：150 円）
- 10 時間以上 11 時間未満の場合、100 単位（利用料 1,000 円、1 割負担：100 円、2 割負担：200 円、3 割負担：300 円）
- 11 時間以上 12 時間未満の場合、150 単位（利用料 1,500 円、1 割負担：150 円、2 割負担：300 円、3 割負担：450 円）
- 12 時間以上 13 時間未満の場合、200 単位（利用料 2,000 円、1 割負担：200 円、2 割負担：400 円、3 割負担：600 円）
- 13 時間以上 14 時間未満の場合、250 単位（利用料 2,500 円、1 割負担：250 円、2 割負担：500 円、3 割負担：750 円）

- ※ 月平均の利用者の数が当事業所の定員を上回った場合及び（介護予防）認知症対応型通所介護従業者の数が人員配置基準を下回った場合は、上記金額のうち基本単位数に係る翌月の利用料及び利用者負担額は、70/100 となります。
- ※ 利用者に対し、その居宅と当該事業所との間の送迎を行わない場合（ご家族が送迎される場合等）は、片道につき 47 単位（利用料 470 円、1 割負担：47 円、2 割負担：94 円、3 割負担：141 円）減額されます。
- ※ 感染症又は災害の発生を理由として当該月の利用者数が当該月の前年度における月平均よりも 100 分の 5 以上減少している場合、3 月以内に限り 1 回につき所定単位数の 100 分の 3 に相当する単位数を加算します。
- ※ 虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年 1 回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、上記金額の 99/100 となります。
- ※ 業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記金額の 99/100 となります。

(4) 加算・減算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本 単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1 割負担	2 割負担	3 割負担	
入浴介助加算(Ⅰ)	40	400 円	40 円	80 円	120 円	1 日につき
若年性認知症利用者受入加算	60	600 円	60 円	120 円	180 円	1 日につき
科学的介護推進体制加算	40	400 円	40 円	80 円	120 円	1 月につき
認知症通所介護送迎減算	-47	-470 円	-47 円	-94 円	-141 円	片道につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	220 円	22 円	44 円	66 円	サービス提供日数
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	180 円	18 円	36 円	54 円	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	60 円	6 円	12 円	18 円	
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	150/ 1000	左記の 単位数×地 域区分	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	・ 1 月につき ・〔※所定単位数〕 基本サービス費に各種 加算・減算を加えた総 単位数

- ※ 入浴介助加算(Ⅰ)は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合に算定します。
入浴介助加算(Ⅱ)は、居宅において入浴ができるようになることを目的に、居宅を訪問し把握した浴室環境等を踏まえた入浴介助計画の作成と、計画に沿った支援を行った場合に算定します。
- ※ 若年性認知症利用者受入加算は、若年性認知症（40 歳から 64 歳まで）の利用者を対象に指定（介護予防）認知症対応型通所介護を行った場合に算定します。
- ※ 科学的介護推進体制加算は、利用者ごとの A D L 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を認知症対応型通所介護の適切かつ有効な提供に活用している場合に、算定します。
- ※ 認知症通所介護送迎減算は、事業所が送迎を行わない場合に片道あたり-47 単位算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合しているもの

として届け出し、利用者に対して指定（介護予防）認知症対応型通所介護を行った場合に算定します。

※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

※ 地域区分別の単価（その他級地 10.00 円）を含んでいます。

※ （利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

(5) その他の費用について

① 送迎費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域はいただきません。通常の事業の実施地域以外の場合は、路程 1 キロメートルあたり 20 円を徴収します。
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合でも、キャンセル料はいただきません。ただし、ご利用日前日までにご連絡ください。
③ 食事の提供に要する費用	朝食 500 円 昼食 700 円 夕食 600 円 (1 食当り 食材料費及び調理コスト)
④ おむつ代	実費を徴収いたします。
⑤ その他	(1) レクリエーション代 材料代等の実費相当 (2) 複写物の交付 モノクロ印刷 1 枚につき 10 円 カラー印刷 1 枚につき 30 円 (3) 衛生材料費 実費 (4) 緊急搬送同行交通費 実費 (5) 日常生活費 実費

4 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者あてにお届け（郵送）します。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (1) 事業者指定口座への振り込み 広島銀行 竹原支店 普通預金 3256541 社会福祉法人萌生会 理事長 上田美幸 フク) ホウセイカイ ・振込手数料はご負担ください (2) 利用者指定口座からの自動振替 広島銀行預金口座振替 手数料 110 円（税込み） ワイドネット代金回収 手数料 165 円（税込み） ・振替手続きに約 2 ヶ月程度かかります

	・振替日 毎月 27 日 ・手数料は金融機関により変更になる場合があります。その場合は事前にご連絡いたします。 イ 支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。 (医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)
--	---

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 3 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者等が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「（介護予防）認知症対応型通所介護計画」を作成します。なお、作成した「（介護予防）認知症対応型通所介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「（介護予防）認知症対応型通所介護計画」に基づいて行います。なお、「（介護予防）認知症対応型通所介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) （介護予防）認知症対応型通所介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 井口 竜彦
-------------	-----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連

絡します。

【協力医療機関】	医療機関名 いのくちクリニック 所 在 地 竹原市忠海中町二丁目 1 番 40 号 電話番号 0846-26-0700 FAX 番号 0846-26-1576 受付時間 9 : 00～12 : 00、15 : 00～18 : 00 (日・祝日・土曜午後休診) 診 療 科 内科・耳鼻咽喉科・眼科
【協力医療機関】	医療機関名 第 2 米田歯科医院 所 在 地 竹原市福田町 1287-1 電話番号 0846-24-1224 受付時間 9 : 00～12 : 30、14 : 30～18 : 30 (日・祝日・木曜午後休診)(土 17 : 00 まで) 診 療 科 歯科
【委託医療機関】 (看護師の所属医療機関)	医療機関名 訪問看護ステーションあすなろ西条 所 在 地 東広島市西条町吉行 1456 番 電話番号 082-493-8300 FAX 番号 082-431-3841 受付時間 8 : 30～17 : 30 診 療 科 訪問看護
【主治医】	医療機関名 氏 名 電 話 番 号
【家族等緊急連絡先】	氏 名 続柄 住 所 電 話 番 号 携 帯 電 話 勤 務 先

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型通所介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】 竹原市役所 市民福祉部 地域支えあい推進課 総務福祉係	所 在 地 竹原市中央五丁目 6 番 28 号 電話番号 0846-22-2946（直通） ファックス番号 0846-23-0140（直通） 受付時間 8 : 30～17 : 15(土日祝は休み)
【居宅介護支援事業所の窓口】	事業所名 所在地 電話番号 担当介護支援専門員

なお、事業者は、下記の損害賠償保険及び自動車保険（自賠責保険・任意保険）に加入しています。

損害賠償 責任保険	保険会社名	東京海上日動火災保険(株)
	保 険 名	介護事業者賠償責任補償
	補償の概要	複数特別約款混合
自動車保険	保険会社名	東京海上日動火災保険(株)
	保 険 名	T A P (一般自動車保険)
	補償の概要	運転者 26 歳以上補償 賠償責任 対人・対物 無制限 人身傷害 1 名につき 3,000 万円

11 心身の状況の把握

指定（介護予防）認知症対応型通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

12 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定（介護予防）認知症対応型通所介護の提供に当たり、居宅介護支援事業者等及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「（介護予防）認知症対応型通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者等に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者等に送付します。

13 サービス提供の記録

- ① 指定（介護予防）認知症対応型通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

14 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（ 藤富 富仁美 ）
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施時期：（毎年2回7月・12月）
- ④ ③の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

15 衛生管理等

- (1) 指定（介護予防）認知症対応型通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供

する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

16 業務継続計画の策定等について

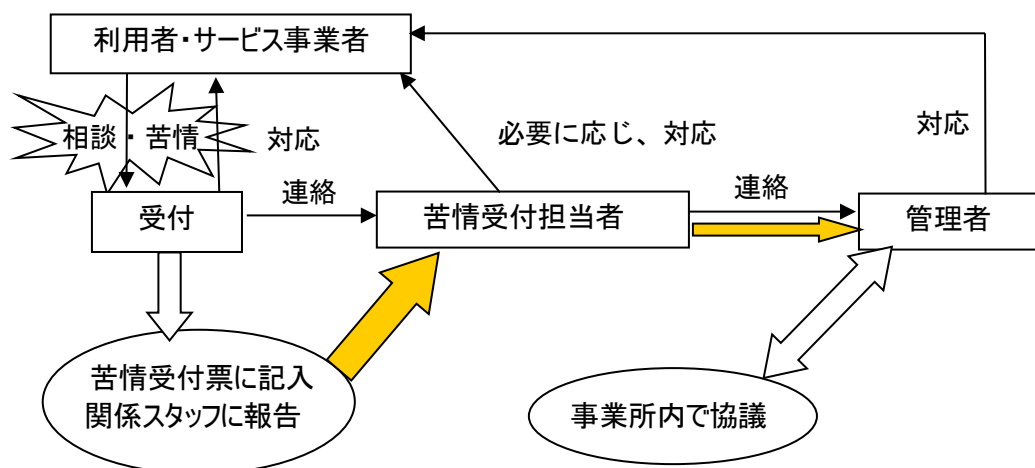
- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早朝の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17 地域との連携について

- ① 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- ② 指定（介護予防）認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、（介護予防）認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、おおむね6月に1回以上運営推進会議を開催します。
- ③ 運営推進会議に活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

18 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ア 提供した指定（介護予防）認知症対応型通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
 - イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - 1) 相談及び苦情の対応
相談又は苦情の電話があった場合、原則として苦情受付担当者が対応する。苦情受付担当者が対応できない場合、他の従業員でも対応するが、その旨を苦情解決責任者に報告します。
 - 2) 相談及び苦情の処理経路



3) 相談及び苦情処理における手順

- ① 相談・苦情原因の把握・・・当日または時間帯によっては翌日
利用者宅に訪問時、受付けた相談及び苦情内容を確認するとともに、今後の対応や予定を説明する
- ② 検討会の開催
相談・苦情内容の原因を分析するため、関係者の出席のもと、対応策の協議を行う
- ③ 改善の実施
利用者に対し、対応策を説明して同意を得る
改善を速やかに実施し、改善状況を確認する
- ④ 解決困難な場合
事業所以外の相談窓口を紹介するなど必要な援助を行う
必要に応じ、主治医、行政等関係機関に報告を行う
- ⑤ 再発防止
同様の苦情、事故が起こらないように苦情処理の内容を記録し、職員に周知するとともに、苦情処理マニュアルを改善し研修などの機会を通じて、再発防止に努め、サービスの質の向上を目指す
- ⑥ その他
提供した（介護予防）認知症対応型共同生活介護に関して当該市長が行う文書等の提出若しくは提示又は当該市長の職員からの質問若しくは照会に応じる。当該市長が行う調査に協力するとともに、当該市長からの指導又は助言に従って必要な援助を行う

その他の参考事項

- 1) 苦情が出された場合は誠意をもって対応するものとし、苦情まで至らないケースであっても、利用者から希望や相談等があった場合、事例検討会議等の検討材料とし、以降のサービス提供に資するよう工夫します。
- 2) サービス業におけるビジネスマナー（接遇等）を徹底するほか、適宜研修を実施し、より利用者の立場に立ったサービス提供を心がけるよう、従業員指導を行います。
- 3) 利用者に満足頂けるようなサービスを提供できるよう、従業員の健康管理にも十分配慮します。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	所在地 竹原市福田町1300番地1 電話番号 0846-24-1287 ファックス番号 0846-24-1287 受付時間 8:30~17:30
【市町村（保険者）の窓口】 竹原市役所 市民福祉部 地域支えあい推進課 福祉総務係	所在地 竹原市中央五丁目6番28号 電話番号 0846-22-2946（直通） ファックス番号 0846-23-0140（直通） 受付時間 8:30~17:15（土日祝は休み）
【公的団体の窓口】 広島県国民健康保険団体連合会	所在地 広島市中区東白島町19番49号 国保会館 電話番号 082-554-0783 受付時間 8:30~17:15（土日祝は休み）

19 サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】	有
【実施した直近の年月日】	年 月 日
【第三者評価機関名】	運営推進会議
【評価結果の開示状況】	利用者及びその家族へ提供するとともに、事業所内への掲示、ホームページ等への掲載等により公表

20 情報公開について

事業所において実施する事業の内容については、インターネット上に開設する事業所のホームページにおいて公開しています。(<https://hosei.or.jp>)

22 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

(令和7年7月1日現在)

上記内容について、「竹原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２５年竹原市条例第５号）」及び「竹原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成２５年竹原市条例第６号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	広島県東広島市西条町吉行１４５６番
	法人名	社会福祉法人 萌生会
	代表者名	理事長 上田 美幸
	事業所名	デイサービスあすなろ竹原
	説明者氏名	井口 竜彦

事業者から上記の内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	

上記署名は、_____（続柄：_____）が代行しました。

代理人	住所	
	氏名	